2026.9.28　日本学術会議公開シンポジウム
「現代社会における多様なリスクに対処する法とガバナンスのあり方」

デジタル化に伴うリスク

―公法的規律と私法的規律の新たな協調モデルを目指して

大阪大学招聘教授　千葉恵美子
emichanfc53@gmail.com

目次

Ⅰ. デジタル化に伴うリスク
Ⅱ. デジタル化に伴うリスクへの法分野からの対応状況
Ⅲ. 社会的CPSに適合的なガバナンスと法制度設計の在り方

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅰ　デジタル化に伴うリスク

Ⅰ－１　デジタル化に伴って顕在化する深刻な社会問題

Ⅰ－２　デジタル化の進展と社会システムの変容

Ⅰ－３　従来のCPSと「社会的CPS」の違い

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅰ－１　デジタル化に伴って顕在化する深刻な社会問題

●最近のデジタル化に関連した社会問題
- SNS上でのプライバシー侵害
- 偽情報の拡散による信用の毀損や選挙の公正性への影響
- 画像生成AIによるパブリシティ権侵害
- 認知バイアスを悪用して不当な選択を迫る「ダークパターン」による消費者被害
- 偽造品や模倣品の大量の流通
- ネット詐欺の巧妙化
- 未成年者のネット依存
- ギグワークやAIによる自動化がもたらす雇用・労働者の権利保障の形骸化など

●深刻な社会問題とデジタル化の進展によってもたらされる多大な利便性との同居

●個別現象からシステム・リスクへ

これらの社会問題は、それぞれ個別に、あるいは偶発的に生じているわけではない。
PFビジネスに代表される「オンラインとオフラインが高度に融合した社会システム」
そのものの進化に伴って、構造的に引き起こされている。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅰ－２　デジタル化の進展と社会システムの変容

●デジタル化の進展

情報の電子化（Digitization）　→業務効率化（Digitalization）
↓
データ駆動型で新たな価値を創出するDX（Digital Transformation）
↓
多くの社会システムがオンラインとオフラインが不可分に融合した
「サイバー・フィジカル・システム（CPS）」へと進化

●サイバー・フィジカル・システム（ CPS）の特徴

・デジタル・プラットフォーム（PF）と人工知能（AI）が基盤技術
・現実世界のデータがサイバー空間に取り込まれる
・デジタルツインやAIによって分析・判断される
・その結果が現実世界へとフィードバックされる
・これによって、システム全体が継続的に最適化される

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅰ－３　従来のCPSと「社会的CPS」の違い

相違点①：フィジカル空間の制御対象

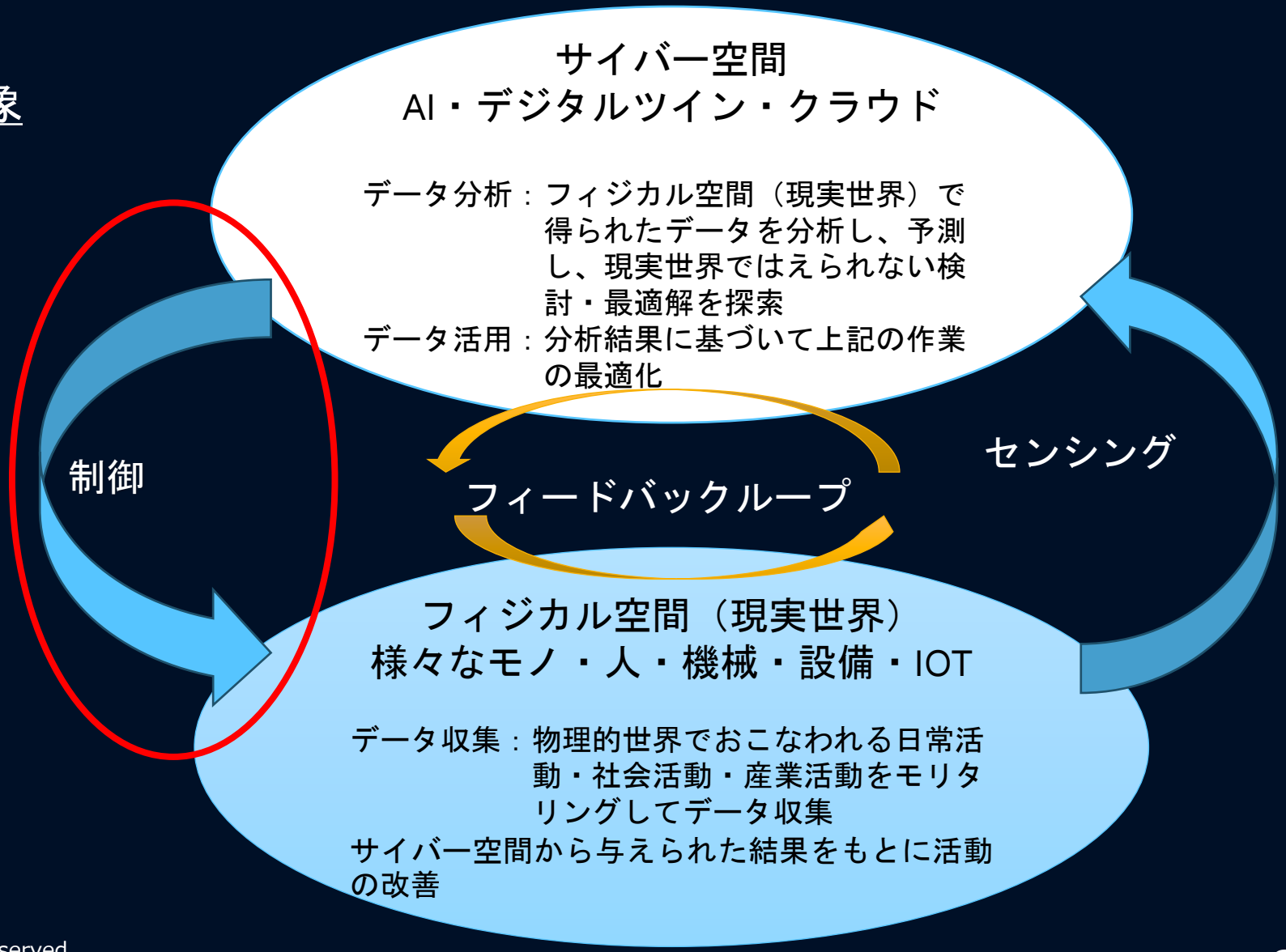
従来のCPS
工場設備・交通インフラなどの
物理的なプロセスを制御→人への影響

社会的CPS
人間の認知プロセスを直接制御
注意・選好・意思形成

相違点②：CPSの目的

従来のCPS
物理的システムの効率性・安全性

社会的CPS
社会システムの効率性・安全性のほかに
社会システムの透明性、構成員となっている人間の自律性、制御対象となっている主体の公平性



Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅰ－４　社会的CPSの4つの構造的リスク

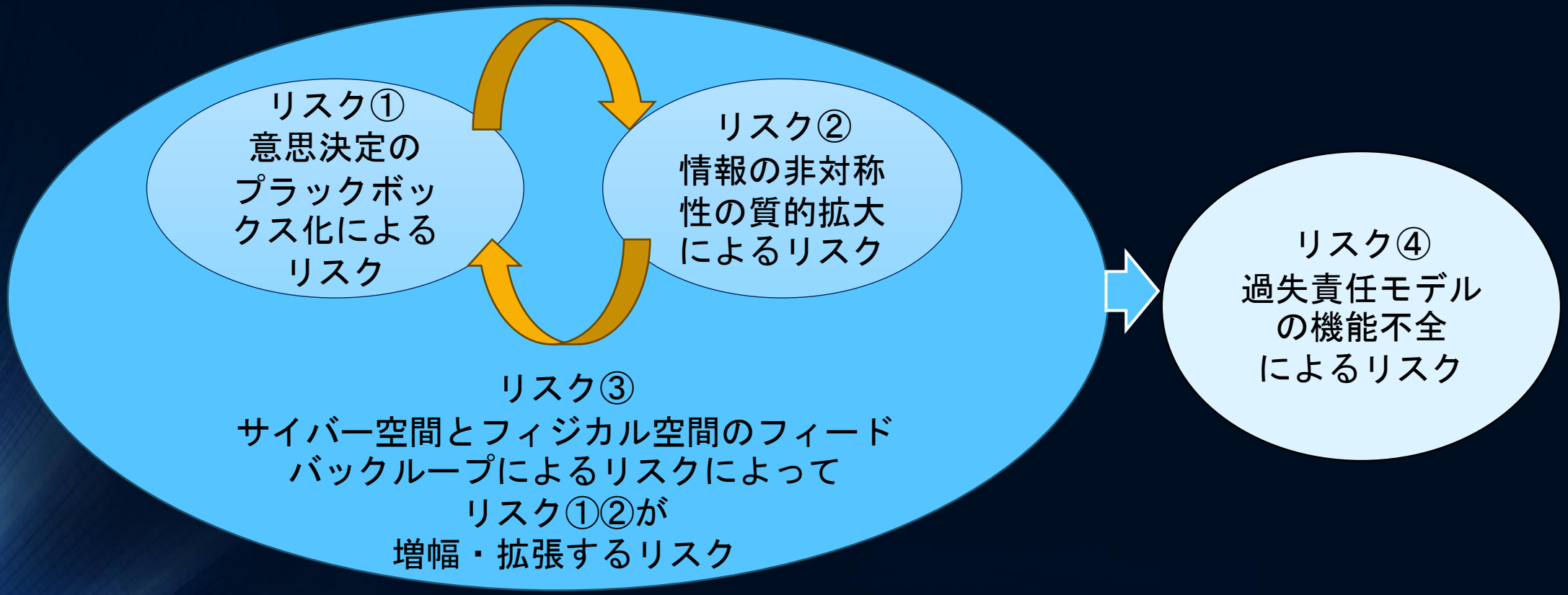
●社会的CPSの構造的リスク

①意思決定のブラックボックス化
②情報の非対称性の質的拡大―情報量＋情報処理・生成能力の非対称性へ拡大
③サイバー空間とフィジカル空間のフィードバックループ
④過失責任モデルの機能不全

●伝統的なCPSでも、③④のリスクがあるが、
社会的CPSでは制御対象が人間の認知的プロセスであるため、①②のリスクが構造的に発生し、
伝統的CPSと同様、③によってリスクが増幅・拡大し、④のリスクが発生するという特色がある。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

図　社会的CPSの４つのリスクの相関関係



Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅱ．デジタル化に伴うリスクへの法分野からの対応状況

Ⅱ－１　わが国の法律の対応状況の評価

Ⅱ－２　デジタル分野における法分野の研究の現状

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

図　最近のデジタル関連立法とリスク対応の現状

	リスク① （意思決定のブラックボックス化）	リスク② （情報の非対称性の質的拡大）	リスク③ （サイバーとリアルの動的ループ）	リスク④ （過失責任モデルの機能不全）
透明化法 (2021）	×	△ （情報量のみ）	×	×
取引DPF消費者保護法(2022）	×	△ （情報量のみ）	×	×
情プラ法 (2025）	×	×	△ （違法・有害情報について削除基準の策定の義務づけ公表による情報の管理のみ）	△ （違法・有害情報について削除基準の策定の義務づけ公表による情報の管理のみ）
AI活用推進法 （2025）	×	×	×	×
スマホ法 （2025）	×	△ （公正競争の確保に限定）	△ （公正競争の確保に限定）	△ （課徴金制度）

＊人間の認知プロセスを直接制御する社会的CPSのリスク①には、十分対応していない。
＊CPSの動態的変化に十分に対応しておらず、リスク③には十分対応していない。
＊事前規制が自主規制とガイドラインによっており、スマホ法を除き、実効的なエンフォースメントが用意されていないことから責任制度が機能していない。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅱ－１　わが国の法律の対応状況の評価

●デジタル関連立法の現状

①デジタルに特化した最近の新立法の多くは生じた問題に個別に後追いで対応する
「対症療法的規制（点の規制）」の域を出ていない。多くは業法的規制手法でその規制対象は限定的。

わが国の情報通信規制がどのレイヤーで行われているかを整理してみると、物理インフラ層（L1-L3）の規制は整備されているものの、心理的操作や行動誘導が行われる上位レイヤー（L5-L7：セッション層、表現層、アプリ層）には広大な規制の空白地帯が存在する（スライド１２参照）。
EUのデジタル法制と大きな違いがある。

②わが国では、アジャイルガバナンスの具体的な手法として、自主規制や柔軟な枠組みとしてガイドラインが偏重され、実質的に規制の空洞化を招いている。
EUの先進的な立法アプローチとの間に違いがある。

③行政規制、競争法的規制が中心で、民事救済制度からの新しいアプローチはなく、 実効的なエンフォースメントが用意されているとはいいがたい。
EUの法制度設計は、 DSA・DMAと既存のEU指令（不公正取引方法指令・消費者権利指令・不当条項指令）を包括するDFAの整備、AIActと改正PL指令、決済指令３（PSD３）と決済サービス規則（PSR）など公法的規制と民事的規制がともに検討されている。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

図　デジタルサービスの機能階層（OSI参照モデルに応用）と法規制のミスマッチ

階層：OSIモデル応用	機能・技術レベル	道路・物流に基づく比喩	規制の対象となる機能・現象（リスク領域）	日本の現行規制の対応状況	EU DSA
L7	アプリ層	看板・誘導	UI/UX、ダークパターン、行動誘導、生成AI・情報生成	規制なし（空白）	階層化された義務／大規模PF事業者としての義務：心理的操作の禁止、VLOPs・VLOSEsへのシステムミックリスクへのアセスメント義務
L6	表現層	荷物の中身の見せ方	アルゴリズムの提示形式、情報分析・パーソナライズ	限定的（透明化法・情プラ法）	階層化された義／PF事業者としての義務：レイヤー横断的規律でアルゴリズムの透明性確保、リスク評価と軽減策の義務付け
L5	セッション層	配送ルートの最適化	継続的接続・レコメンド・ユーザーの「アテンション」の継続的捕捉（中毒性・認知バイアス）	弱い（データ収集・循環は進んでいるが、アルゴリズム自体への介入は不十分）	階層化された義務／Hosting事業者としての義務：透明性とデュープロセスの確保のための義務
L4	転送層	配送トラックの管理	確実に相手に届くように制御する仕組み　（データ転送・中立性）	物理・伝送層中心（電気通信事業法・情プラ法：情報の媒介者規律）	階層化された義務／Caching事業者としての義務
L3–L1	インフラ層	道路・信号地面	物理的な回線・ルーター（データの通り道自体・通信の安全性）	物理・伝送層中心（電気通信事業法・情プラ法：情報の媒介者規律）	階層化された義務／/Mere conduit（単純媒介）事業者としての義務

＊階層（L1～L7）」は、単なる通信プロトコルの技術的分類にとどまらず、下層（物理インフラ・データ転送）から上層（レコメンド・アテンション捕捉・UI/UX等）　に至るプラットフォーム全体の機能・認知構造と、そこで生じるリスク領域を整理・分析するための参照モデル（アナロジー）として応用したものである。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅱ－２　デジタル分野における法分野の研究の現状

●競争法・通信法：市場構造を扱うが、利用者の意思形成の歪みを扱ってこなかった。
（PFビジネス規制と利用者の限定合理性の断絶）

●消費者法：消費者の脆弱性や誤認を扱うが、アテンション・エコノミーというPFビジネス特有の収益構造に切り込んでいない。
（利用者の限定合理性の断絶とPFビジネス規制との断絶）

●AIガバナンス論：AIのリスクを扱ってきたが、AIを組み込んだPFビジネスの多面市場構造やアーキテクチャ支配とAIの相互関係をとらえきれていない。
（AIガバナンスとPFビジネス規制の断絶）

●情報法：個人情報・データ保護を扱うが、利用者の行動誘導（ナッジ）の構造的問題はあまり扱われていない。（データ保護とデジタルサービス規制との断絶）

デジタル化に伴うリスクを包括的に分析する枠組みが法分野では共有されていないことが原因か

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅲ．社会的CPSに適合的なガバナンスと法制度設計の在り方

Ⅲ－１　機能的リスクベース・アプローチへの転換

Ⅲ－２　ランタイム・ガバナンスの必要性

Ⅲ－３　AIガバナンス―3層構造モデルの提唱

Ⅲ－４　データガバナンス―データとアルゴリズムの統合規制

Ⅲ－５　民事法理のアップデート①　「システム公序」概念の提唱

Ⅲ－６　民事法理のアップデート②　ガバンナンス不全を原因とする厳格責任制度
（責任の二段階分離モデルの提案）

Ⅲ－７　まとめ

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅲ-1　機能的リスクベース・アプローチへの転換

○社会的CPSにおいては、個別の違法行為の防止ではなく「システムリスク」の抑制が必要

わが国の「業態ベース・事後対応型」の規制は、社会的CPSの構造的リスクを抑止できないだけでなく、過少/過大規制となりやすい。

●機能的リスクベース・アプローチによる規制（リスク①②③④への対応）

システム全体のリスクを抑制するため、サービスの機能に応じてリスクを評価する「サービス横断的リスクベースアプローチ」への転換

公法的規制：事業者の参入規定を前提にした行為規制ではなく、サービスから生じるリスクに応じた事業者のリスク管理プロセスやガバナンス体制そのものを規律するメタ規制・内部統制型規制へ（いわゆる *ex ante* regulation）。サービスが複数レイヤーにまたがる場合には規制を重畳的に適用

民事的規律：従来の議論では欠落してしまうPFの役割やネットワーク化の私法的効果を検討し、多数の異なる契約が束となってネットワーク化されて形成される取引システム全体の法律関係を検討する必要

●規制の正当化根拠

・市場メカニズムで内部化されない「負の外部性」を補正する必要から
　→社会的CPSの効率性・安全性を実現するために、営業の自由を制限することが正当化される。
・社会的CPSにおける制御対象が人間の認知プロセスを対象とすることから
　→個人の認知的自由を保障するために規制が正当化される。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅲ－２「ランタイム・ガバナンス」の必要性

○「動的最適化のリスク」（リスク③）への対応の必要

生成AIが実装化されたシステムでは、事後報告に基づいてルールの見直しをするのでは、対応が遅れる。
事後的な責任追及を中心とする静止的規律から、動的なシステムガバナンスへの移行する必要
アジャイルな規制方法は、自主規制やガイドラインという方式だけではない。業法規制に象徴される
固定型規制が機動的でないからといって、ルールを策定することが排除されるわけではない。

●運用中の挙動をリアルタイムで制御するシステム直結型の「ランタイム・ガバナンス」の手法

国際的な技術標準（ISO/IEC等）で議論されている**技術的アプローチ（動的ガードレール、サーキットブレイカー）を参考に行政規制に昇華させる**という方法。
コードに以下の動的ガードレール等を埋め込み、システム自体に連続的・リアルタイムの自動ガバナンスを行わせるアプローチ

公法的規律：コードによる法執行

①**動的ガードレール（Dynamic Guardrails）の設置義務**：AIに不変的な制約条件を組み込み、運用中も監視・修正し続ける義務を課す

②**サーキット・ブレイカー（自動緊急停止機能）の設置義務**：重大な違反や制御不能なプロセスの暴を検知した際、直ちにシステム機能を自動停止、あるいは安全モードへ移行させる仕組みを動的ガードレールとセットで義務化

＋

適正手続の観点から「迅速な不服申立て窓口」と「行政ADR」の設置

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅲ－３　AIガバナンス―3層構造モデルの提唱

〇社会的CPSへのAIの実証化によって、リスク①～③の管理について誰が責任主体となるべきか

●生成AIの実装化に伴って、設計段階だけでなく運用段階も含めて、
「誰がどの立場でリスクを管理すべきか」という観点から責任主体に応じた規制すべき。

＊EUのAI Actのように用途別にリスクを固定的に分類しリスク評価するのでは、規制が硬直化する。
また、設計段階のリスクに応じた規制だけでは対処できない。

●AIガバナンス３層構造モデルの提唱
AIシステムのサプライチェーンの
下位層（基盤モデルの開発者や計算基盤の提供者）
中位層（システムインテグレーターやAI活用アプリの提供者）・
上位層（最終的にシステムを現場で運用する事業者）
の各事業者が提供するサービスに応じてリスクが発生している。

そのリスクに応じて、社会的CPSの構造的リスクに十分に管理しているかどうかを
点検するが必要がある（次のスライド参照）。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

図　AIガバナンスの3層構造モデルにおけるAIのリスクと責任の関係

階層		リスクの性質	具体的な懸念	責任の内容
下位層 AI基盤モデル Foundation Model	「原材料」や「エンジン」の開発に相当する段階	汎用的・潜在的なリスク	学習データに含まれるバイアス（偏見）、著作権侵害、モデル自体の脆弱性と社会的脅威など	基礎モデル開発者が、基礎モデルの安全性や透明性を維持できているか
中位層 特定AIを利用するAIシステム Domain-Specific System	基盤モデルを中核に組み込み、特定の目的において環境に作用するように設計された、目的合理的かつ社会技術的な全体システムの段階	文脈依存的・具体的なリスク	誤診、不当な差別（選別）、物理的衝突など。汎用モデルでは問題にならなくても用途特有の誤作動、不当な選別精度不足など	AIシステムを設計・構築したインテグレーターや開発企業などが、その用途において十分な精度と安全策を講じたといえるか
上位層 AIシステムによるサービスの提供 AI-driven Service	エンドユーザーが実際にそのサービスを利用し、具体的な法的効果や事実上の影響が生じる段階	社会的・経済的・権利侵害よる損害発生のリスク	プライバシーなどの人格的利益の侵害消費者被害、信用毀損による営業権の侵害、市場の独占による不利益など	サービス提供者（PT事業者等）とサービスの利用者との間で契約責任や不法行為責任を適切に分配しているか

＊上図では、AIが利用されている用途によってではなく、3層モデルによって分類される事業者が、AIに、どのようにかかわったかによって、AIのリスクを評価し、どのような管理責任を負うかが明らかにしている。
＊事業者が、複数の層でサービスを提供していれば、重畳的にリスクに対応する必要あり。

＊ EUのAIAct：主に「用途」に応じてリスクを評価し当該用途がもたらすリスクの大きさに応じて規制しており、その上で、AIを市場に投入する主体（Provider）と運用する主体（Deployer）を定義して、Provider　にAIシステムの安全性について遵守義務（適合性評価、品質管理システムなど）を負わせ、Deployerに運用の適正性について管理責任のみを負わせている。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

図　デジタルサービスの機能階層（OSI参照モデルに応用）に基づくAIリスクに応じた動的ガードレール

階層	ビジネス実態（役割・機能）	AIの主な役割	動的ガードレールの具体例
L7: アプリ・UI層	UI/UXデザイン ダークパターンやリコメンド機能による行動誘導	推奨エンジン、UI最適化コンテンツ生成、ダークパターン生成	法益侵害を予防するためのガードレール： ダークパターンの探知、認知的干渉の防止など
L6-L5: 処理・セッション層	L6：アルゴリズム処理情報の最適化、コンテンツの提示形式　L5：アルゴリズム最適化ユーザーとの継続的な接続・対話の最適化による継続的誘導	パーソナライズ、行動予測ユーザープロファイリング、ナッジの生成	依存の創出や認識の歪曲を回避するためのガードレール： アテンションの過度な搾取の禁止、依存性を高めるフィードバックループの遮断、出力のバイヤスのチェックなど
L4-L5: OS・基盤PF層	L5：アルゴリズム最適化、ユーザーとの継続的な接続・対話の最適化　L4:データ転送・通信制御情報の確実な伝達	ゲートキーピング、資源配分検索順位決定、アプリストアの推薦、プライバシー制御	PFの中立性・構造的な排除の禁止を目的とするガードレール：データのポータビリティを阻害する不当な囲い込みの防止、データ処理プロセスにおけるプライバシー保護、APIアクセスの非差別的解放、自己優遇の禁止など
L1-L3: 物理的インフラ層	L3：データ流通・収集経路選択、広域的なデータ集積　L2:直接的なデータ収集　隣接ノード間でのデータ授受　L1：物理的な接続・通信路センサー、通信回線、物理インフラ	ネットワーク最適化、予兆検知トラフィック制御、CPSの物理制御（自動運転等）	通信インフラの健全性のためのガードレール： 通信インフラの強靭性：通信路の遮断や遅延を許さない、データが途中で改ざんされていない、通信の秘密を保護しアクセスを制御することを技術基準として定め、AIによるトラフィック制御がこの基準を逸脱していないかをランタイムで検証

＊たとえば、「ダークパターン」によって消費者に被害が発生しないようにするためには、
AI基盤モデル開発者（下位層）が、L５やL６で認識の歪曲を回避するためのガードレールの設置義務を果たし、かつ、
サービス提供者（上位層）が、L7でダークパターンの探知、認知的干渉の防止義務を果たすことが必要となる。
デジタルサービスの機能階層とAI３層モデルの事業者の役割に応じて、相関的に基礎付けられた規制がなされることが必要である。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅲ－４　データガバナンス―データとアルゴリズムの統合規制

〇従来のデータ法制は、個人情報や著作権など、法益の帰属主体を特定してその侵害を論じる「静的な財産権・人格権型アプローチ」→膨大な規約は限定合理性の制度化、同意原則の形骸化

〇社会的CPSでは、同意のないデータアクセスそれ自体よりも、アクセスされたデータがアルゴリズムの「制御因子」として再学習され、予期せぬ差別や誤認を生み出し、その情報が拡散されることによる被害の方が甚大となる　　（リスク③への対応の欠如）。

●データを「保護客体」として捉えるだけでなく、「システムの挙動を決定する制御因子」として再定義し、データとアルゴリズムを不可分一体でガバナンスの対象と規制の仕方を考えるべきである。

入力データの変質や再学習が「予期せぬ差別や誤認（動的瑕疵）」を生じさせていないかを継続的に監視・検証する義務を事業者に課すことができ、リアルタイムの修正を怠ったという「不作為」を責任の根拠とすることが可能となる。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅲ－５「システム公序」概念の提唱

〇意思決定がブラックボックス化（リスク①）に対する規制の空白の解消の対応策
　PF事業者がアルゴリズムやUI/UXを通じて利用者の認知プロセスに構造的に介入して
収益最大化を図っている→「負の外部性」の内部化の必要性
個人の認知的自由の保障の必要性→逃れられないアーキテクチャからの解放

- 行政的規制：心理的操作や行動誘導が行われる上位レイヤー（L5-L7：セッション層、表現層、アプリ層）に対するリスクに対応した行政規制
- 民事的規律と競争法的規律の連動
　システム自体の「意思決定環境」が汚染されている状態を是正するための道具が必要
　伝統的な契約法は、個別の意思表示における誤認や困惑といった瑕疵を前提として規律のみ
　＝「点」の規律
　アーキテクチャによって構造的に醸成された意思決定環境そのものの瑕疵は想定していない。

意思決定を行うまでの認知過程（いかに合意させられたか）の健全性を維持するための新しい公序概念
＝「システム公序」概念
「個人の公正な意思決定環境を享受しうる法的地位」を侵害する場合の救済手段の制度化

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅲ－６　ガバンナンス不全を原因とする厳格責任制度①
―責任の二段階分離モデルの提案

○過失責任モデルの機能不全（リスク④）への対応

●社会CPSの構造的リスクに対する新しい対応策の検討
有力な見解：「責任追及と原因究明の分離論」の展開
上記見解に対する疑問：責任を追及しないで被害発生の原因を究明・被害発生の予防につながるか？
過失責任主義に基づいて責任制度を考えるからではないのか？



●社会CPSという構造に起因して被害が発生していることから、責任の二段階分離モデルの提案したい。
個別行為の非難ではなく「システムの統治（ガバナンス）の不全」を原因として厳格責任制度＋
民事救済と事故の原因者に負担させる原則を統合した責任制度

第１段階：システムのガバナンス不全を理由に、PF事業者が統括者として対外的な責任を負担させる
制度（対外的な責任集中制度）　　スライド２３参照
第２段階：PF事業者と、関与した特定AIシステム開発者や基礎モデル開発者、API事業者などとの間で、
ガバナンス不全への寄与度に応じて内部的に責任を分配させる制度（対内的責任分担制度）

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

図　既存の制度と新しい対外的な責任集中制度の責任原理の比較

項目	民法709条 （過失責任）	現行製造物責任法	ガバナンス責任モデル（提案）
責任の根拠	過失主義 （不注意）	欠陥責任 （製品の不備）	ガバナンス不全責任 （システム統治の不備）
正当化根拠	自己責任	危険責任 報償責任	危険責任・システム管理責任 ゲートキーパー責任
責任主体	加害者 （個人/法人）	製造業者等	PF事業者 （システム統括者）
判断基準	具体的な「結果」の 予見可能性 回避可能性	引渡時の「製品」としての 安全性の欠如	プロセス（運用状況）の適正さ （動的ガードレールの有無など）
証明責任	被害者が過失の証明責任	被害者に「欠陥」の 証明責任	事業者が「適切な管理」を証明 （証明責任の転換）
時間的射程	行為時（点）	引渡時（点）	運用期間中（線：ランタイム）

＊非 PF型のAIシテテムでは、709条での過失の高度化とPL法の改正で対処

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

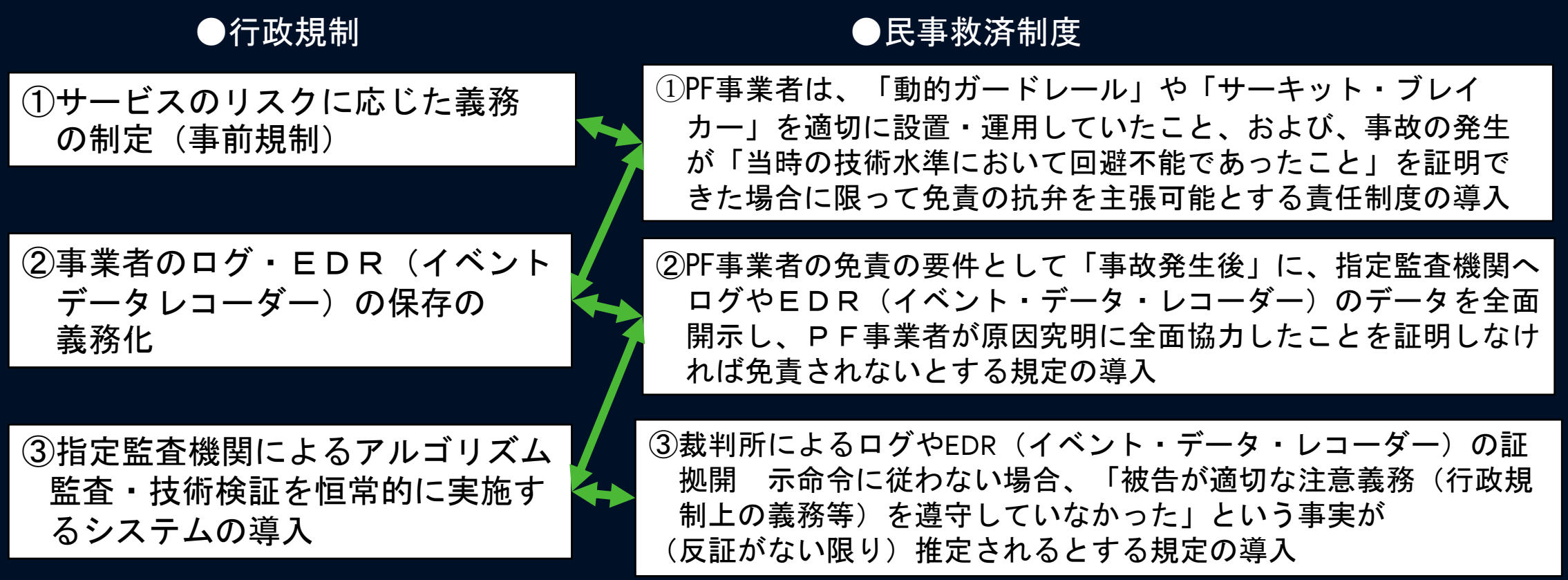
Ⅲ－６　ガバンナンス不全を原因とする厳格責任制度②
――免責要件（抗弁）の設計と行政規制との連動

●免責要件
PF事業者が「動的ガードレール」や「サーキット・ブレイカー」を適切に設置・運用していたこと、
および、事故の発生が「当時の技術水準において回避不能であったこと」を
客観的なログ・データ等によって証明できた場合には免責される。
＋
●PF事業者のモラルハザードの抑制策
〇この免責要件の立証には厳格なプロセスについての説明責任が課す。
〇事故発生後に、独立専門機関へログやEDR（イベント・データ・レコーダー）の
データを全面開示し、ＰＦ事業者が原因究明に全面協力したことを免責の必須要件とすべき。

PF事業者が中位層・下位層の事業者に対して「検証可能な安全なモデル・APIを提供せよ」と
契約上要求せざるを得なくなるメカニズム（市場駆動型の安全基準底上げ）を免責要件のなかに取り込む
民事救済制度が事業者が最新の安全技術を導入し続ける強力なインセンティブとして機能するように設計

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

図　行政規制と民事責任の「免責要件」とを接続する制度設計モデル



Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

Ⅲ－８　まとめ―CPSに適合的な法制度設計

システムのガバナンス規制への転換
個別の「点の規制」から、4つの構造的リスクの相関関係に対応した包括的ガバナンス規制へ転換すること。

動的規制の導入
生成AIの実装に伴う動的変化に対し、「静的規制＋ランタイム・ガバナンス等の動的規制」のハイブリッド型とすること。

一体的なエンフォースメント
予防的な事前規制と、リスク回避失敗時の責任所在（2段階分離モデル）を明確にし、被害抑止と救済を一体的に実現すること。

公法と私法の協調モデルの構築
事前規制に強い公法的規制と事後救済に強い民事救済制度を連動させ、最新の安全技術導入へのインセンティブとすること。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.

ご清聴ありがとうございました。

Copyright © 2026 Emiko Chiba All Rights Reserved.